

規制改革推進会議（第34回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成30年6月4日（月）10:00～11:00

2．場所：合同庁舎8号館1階S101・103会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、飯田泰之、高橋滋、原英史、
森下竜一

4．議事概要：

大田議長 お待たせいたしました。

ただいま、「規制改革推進会議」の第3次答申を総理にお渡しいたしました。

今回の答申の特徴は2つです。

1つは、長年の難しい課題に着実に取り組みました。例えば、電波制度改革は政府において規制改革の会議がスタートした1995年以来の課題ですが、今回は放送の未来像を見据えた放送用帯域のあり方まで含めて改革を取りまとめました。また、70年ぶりとなる水産の改革を行いました。

2番目の特徴は、日本が技術革新の波に取り残されることがないように、古い規制の枠組みに切り込みました。例えば、医療はSociety5.0のもとでの医療のあり方を正面から検討し、タクシーについても新たな時代のサービスのあり方を提言いたしました。今回の答申の副題は「来るべき新時代へ」です。

答申に対しての総理の御発言を御紹介いたします。

「本日は、昨年末に引き続き、答申を取りまとめていただきました。大田議長、金丸議長代理を始め、委員の皆様には、精力的に御審議いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

第4次産業革命とも呼ばれる、急速な技術革新に迅速に対応し、いわゆるガバナンスギャップを解消しなければなりません。大胆な規制改革の断行は、時代の要請であります。今回の答申においては、最先端技術を積極的に活用し、農林水産業の生産性を一気に押し上げていく。そのための森林・林業改革や水産業改革について、相当踏み込んだ提言を頂きました。

さらには、オンライン医療の本格展開に向けた、服薬指導に関する規制改革など、Society 5.0の実現に向け、幅広い分野で、大胆な提言を頂くことができました。

また、放送をめぐる規制改革については、今回、インターネット同時配信の推進を始め、通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築、ローカル局の経営基盤の在り方の改革など、限られた時間の中で、多くの具体的な提言を頂きました。

引き続き、これまでの会議における貴重な意見も踏まえ、イノベーションの視点、グロ

ーバルの視点、そして何よりも、ユーザーの目線に立ち、総務省を中心に、未来を見据えた放送の在るべき姿について、総合的な検討を進めてもらいたいと思います。

本日の答申を受け、直ちに規制改革実施計画を策定し、改革事項を一刻も早く実施してまいります。委員の皆様には、引き続き、大胆な規制改革に御協力を頂きますよう、よろしくお願い致します。

規制改革こそ、アベノミクスのメインエンジンであり、安倍内閣一丸となって、今後も全力で取り組んでまいります。」

このような御発言をいただきました。

皆さんのお手元にある色刷りの紙が、答申のポイントをまとめたものです。縦型の「各分野における主な規制改革項目」には、重要な規制改革がわかりやすくまとめてありますので、この後、部会長、各ワーキング・グループの座長より、これに沿って御説明をいたします。

この中に含まれていない規制改革や、改革項目の事実関係につきましては、記者会見の後、担当参事官が残りますので、御質問いただければと思います。

それでは、まず、行政手続部会の高橋部会長からお願いいたします。

高橋委員 お手元の概要版の19ページをお開きいただければと思います。

行政手続部会では行政手続コストの削減という趣旨にて、民間事業者の目線で、2020年3月までに事業者の作業時間を行政手続コストと位置づけ、これを20%削減する取り組みを行ってまいりました。事業者の生産性を向上させ、働き方改革にも資すると考えています。

具体的には、簡素化の三原則を、デジタル化を中心に掲げまして、各省に手続コストの削減の取り組みをお願いしました。その結果として、基本的に計画では約7,000万時間、一定の労働単価に換算して2,000億円の削減が可能だという試算結果が出ております。これが実現しますと、この効果は毎年持続することから、極めて大きいものだと思っています。今後とも各種の取り組みの進捗状況につきましては定期的に評価をし、不十分な取り組みや効果が疑わしい取り組みについては対策の上乗せをお願いする予定でございます。

また、国の手続と並んで地方公共団体の手続コストが大きいということですので、国から自治体に対してあらゆるルートを通じて国と同じような取り組みを実施していただくようお願いしていきます。仮に国と同じ取り組みに地方公共団体で取り組んでいたということになりますと、国が2,000億円、地方公共団体は5,000億円という形で手続コストが削減できる。かなり大きな削減効果が見込めるということで、頑張っていきたいと思っております。

それから、地方自治体の書式・様式の統一について、これも行政手続コストに関連しますので、私からご説明します。18ページをごらんください。これも去年の規制改革の取り組みの中で、地方公共団体の手続がばらばらである。これが広域的に展開している事業者にとっては極めて大きな負担になっているということで、地方公共団体に書式・様式の統

一をお願いするという試みを、今年度、行うことが決まりました。

具体的には29の手續について、標準様式を地方公共団体が使いやすいように見直していただくとか、ほかの自治体向けの様式でも、その自治体で受け取ってもらうとか、いろいろな形で手續・様式を使い勝手のよいものに統一していただくという形で、省庁には取り組みをお願いしました。一定の成果が出たものと考えております。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

農林分野の飯田座長、お願いします。

飯田委員 農林ワーキング・グループ座長の飯田泰之でございます。

私からは、農業並びに林業分野に対する規制改革項目について御説明申し上げます。

我が国の農業は、平成28年度、17年ぶりに9兆円台の総生産額を回復し、また、生産所得に関しても2年連続で10%台の伸びを見せております。まさにこれからの成長産業といえますか、現在の成長産業である農業において、当ワーキング・グループでは、まず、今期、卸売市場を含めた流通市場改革や、新たなニーズに対応した農地制度の見直し、具体的にはコンクリート張りの農業用ハウスに関する規制の改革であったり、また、相続未登記農地をどのようにして、よりやる気のある、または生産性の高い農業者に振り分けていくか、こういった土地利用に関する規制の改革を進めてまいりました。

その中で、今期、中でも大きな改革項目として御説明申し上げるものが3つございます。

お手元の資料の概要版のほうの2ページからですけれども、このような形で進んでいく農業分野の改革に対し、林業分野では、まだまだ足踏みが見られるところがございます。現在、林業部門の総生産額は4,500億円で、総生産は横ばいではあるものの、所得についてはいまだ伸び悩みの状況が続いている。その一方で、現在、我が国の林地はまさに主伐期、伐採に適した時期を迎えておりまして、このような日本国内の資源を有効活用する、その方法として、木造建築物、つまりは林業の川下に関する規制の改革を提案させていただきました。

改革の趣旨としましては、現在、耐震または防火の観点から、必要な規制が行われている木材の利活用に関して、安全性に十分配慮した上で、可能な規制緩和の道をいかに探っていくか。また、新しい工法、新しい構造材の開発に伴って、時代おくれとなってしまった一部の木材に関する規制を再検討していく。川下の改革を通じて、これより主伐期を迎える、まさに今、主伐期となっている日本の林業の活用に向けての道を開く。これが第1であります。

また、第2につきましては、植物工場とここには書かせていただいたのですが、現代的な新たな農業方法による農業生産、その規制に関する改革を進めていく。といいますのも、空調や排水等の設備を設けた生産施設は、いわゆる植物工場と呼称されているために、いわゆる製造業の工場と同様の立地規制を受けているのが一般的でありました。現時点ですと、地方自治体が行う特例許可等によって都市部または非工業地帯での植物工場というも

のが認可されている状態で、許可可能な現状ではあるのですが、その事例はなく、実際にこれから都市農園という言葉もあるとおり、工業地区以外での植物工場の立地への道を開いていくような構造改革を提言しております。

また、3つ目の柱としましては、先ほど大田議長からも説明がありましたように、これからの世界的な技術革新の流れの中で、一種、新技術というものは、しっかりとした需要があるから、その需要に合わせてさまざまな開発や工夫が行われるという点がございます。そこで、ここでは農業に関するドローンの利活用について、現時点で行われている規制を、農薬散布などに使用する場合、人の立ち入りが想定されない耕作地ですので、現行で規制されている、必要とされている補助者の配置であったり、または積載重量に関する規制、その現実的な水準への緩和を求める。こういったところが今回の提言の柱となっております。

以上です。

大田議長 水産分野は、野坂座長が欠席ですので、農林水産統括の金丸議長代理からお願いいたします。

金丸議長代理 野坂座長にかわりまして、私から御説明をさせていただきます。

水産ワーキング・グループは、昨年9月に新たに立ち上がりました。これまでに17回、開催いたしまして、業界団体、漁業協同組合、漁業者、流通業者といった多彩な対象からヒアリングを行いました。また、規制所管府庁から関係法律の見直しも含め、検討する必要性が示され、改革の方向性や検討状況を確認してまいりました。規制改革推進会議では、これまでの議論を踏まえまして、水産分野に関しても答申をまとめました。

現行の漁業法は1949年に策定されたものですので、70年ぶりの漁業改革となります。大きなポイントは新たな資源管理システムの構築、養殖・沿岸漁業のための規制見直し、漁協制度の見直しの3点でございます。排他的経済水域世界第6位の規模にふさわしい改革になればと考えている次第でございます。

まず、新たな資源管理システムの構築について、御説明いたします。現在、漁獲量制限は限られた魚種にのみ導入されており、多くの魚種では漁業者同士の漁獲競争や乱獲、未成熟な魚の漁獲が発生しています。このままでは漁業の発展に不可欠な、基礎的な資源量が確保できなくなるおそれがあります。このため、国として幅広い魚種について、しっかりと資源管理を行うとともに、漁業者には漁獲量を割り当てて、1尾ごとの付加価値を高めた漁獲を促してまいります。

具体的な改革の主な項目としては、次の3点です。

1番目。国が資源管理指針を定めることを法制化し、回復や維持を目指す資源水準としての「目標管理基準」と乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」の2つの基準を設け、資源状態に応じた管理を徹底する。

2番目。漁獲量ベースで8割を目途に漁獲可能量(TAC)を制定し、これを漁船ごとの個別割り当て(IQ)で担保します。また、漁業者に漁獲量報告義務等を課し、徹底させる。

3番目。資源管理の前提となる資源評価について、漁業者の操業時に得る情報のビッグデータ活用も含め、充実させる。

この改革によりまして、水産資源の乱獲の防止や漁業の競争力強化の基礎となる水産資源の回復・維持を実現できるものと考えます。

次に2点目のポイント。養殖・沿岸漁業のための規制見直しについて御説明します。水産物の世界的な需要の増大を背景とし、水産物を安定して供給することができる養殖業は今後大きな成長が期待されます。他方、沿岸漁業においては漁業の後継者難などがある中、潜在力を生かし切れていない現場も存在します。

このため、漁業の事業拡大や新規参入を望む者が、透明性の高いプロセスの中で漁場を得られ、明快なルールに基づき費用負担を求められる等の仕組みに変えます。特に養殖・沿岸漁業への参入に際し必要となる漁業権については、既存漁業者も含めて水域を適切かつ有効に活用する者が優先される仕組みに転換しなければなりません。

具体的な改革の主な項目としては、次の2点です。

1番目。漁業権付与の際の優先順位の法定制を廃止し、これにかえて漁業権の付与の際には既存の漁業権を受けた者が、水域を適切かつ有効に活用している場合はその継続利用を優先すること。及び、それ以外の場合は地域の水産業の発展に資すると総合的に判断される者に付与することを考慮事項として法定する。

2番目。養殖業発展のため、戦略的養殖品目の設定、大規模静穏水域の確保等を国が総合的に推進する。

この改革によって、養殖適地の拡大や多様な担い手の参画が図られ、国内外市場で伸びしろのある魚種等の養殖業の競争力の強化や、養殖・沿岸漁業において漁場を活用する意欲と能力のある者が、透明性の高い仕組みの中で生産性の高い漁業を安定して営むことが可能な環境の構築をできるものと考えています。

最後のポイントの3点目、漁協制度の見直しについて御説明します。

地域の漁業者の所得向上を達成するためには、その協同組合である漁協の存在が重要であり、漁業の競争力強化に向け、意欲と能力のある担い手が存分に活躍できる透明性の高い開かれた環境をつくる上では、漁協への期待もさらに大きくなります。特に漁業権や漁場の管理という公的機能の担い手としての側面を重視し、その役割を法律上明確化するとともに、役割に見合ったガバナンスの充実を進める必要があります。

具体的な改革の主な項目の1番目。漁協を、団体漁業権の主体や漁場管理の実施者という公的機能の担い手として位置づけます。漁場管理については都道府県の責務とした上で、漁協に委ねることができることとする。

2番目。団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受ける。特に組合員並みの情報が得られない漁協外のメンバーから費用を徴収する場合には、収支状況の明確化、情報開示を行うことを法定する。

3番目。漁協の目的に、漁業者の所得向上を図ることを明記するとともに、役員への販売のプロ等の参画、信用漁業協同組合連合会等への公認会計士監査の導入の義務付けを行う。

この改革によって、漁協の運営や資金の使用方法が透明化され、公的機能を担うにふさわしい組織体制の確立が実現される。

今後、農林水産省での法制化についてフォローアップを行うとともに、水産ワーキング・グループとして引き続きさまざまな課題について議論を深めてまいります。

以上でございます。

(高橋委員退室)

大田議長 医療・介護ワーキング・グループは、林座長にかわり森下座長代理にお願いいたします。

森下委員 医療・介護分野の説明をさせていただきます。

皆さん御存じのように、現在、日本は世界的にも例を見ない少子高齢化社会に突入しております。4年後には、いわゆる団塊の世代が75歳になり始め、社会保障関係費の急増が見込まれておりますし、一方で現行制度が前提としております支え手となる世代は年間80万人規模で急速に減少しております。さらにその後、団塊ジュニア世代が高齢者になるという状況の中で、医療・介護費が2040年に向けて90兆円を超える。また、800万人の担い手が医療・介護分野で必要となると予測されております。明らかに、これからの将来に向けて、医療資源をうまく活用することが求められている状況になりつつあるという現状があります。一方で、急速にIoT、AIというものが発達しております。

こうした状況の中で、今期の医療・介護ワーキング・グループにおきましては、Society5.0に向けた医療の実現を重点審議項目といたしまして、国民利用者の目線でIoT、AIを全面的に活用した医療資源の効率的な活用というものを検討してまいりました。

具体的な検討項目としては資料の8ページからになります。特に焦点を置いたのは「一気通貫の在宅医療」を実現させるためのオンライン医療改革であります。

先ほど御紹介したように、現在、訪問診療を受ける移動困難な患者が全国的に大幅に、しかも急激に増加しておりまして、医療分野においても介護分野においても、在宅ニーズが一段と拡大すると見込まれております。

既に本年4月の診療報酬改定では、オンライン診療についての評価が新設されました。しかしながら、まだ服薬指導等がオンライン化されていない。いわゆる一気通貫の在宅医療が実現していないという状況がありますので、今期はそのことに関して各種の改革の提言をさせていただいております。

最終的な目標としましては、移動が困難な患者にとって、受診から服薬指導、薬の受け渡しまでの一気通貫の在宅医療の実現が最も望まれることであるため、オンライン診療の拡大、オンラインを活用した遠隔服薬指導の実現、電子処方箋実務の完全電子化を一体的に進めるということで、改革の主な項目をまとめております。

1つのポイントは、オンライン診療のガイドラインを少なくとも1年に1回以上更新する。また、実務上の細かな疑問に対応できるQ&A等を作成する。患者目線に立ったオンライン診療のさらなる拡充に向けて、次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療料等の見直しについて検討を進める。また、オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、必要に迫られた地域や患者に対して薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせて行うことについて検討し、結論を得る。電子処方箋の交付から受け取りまでを完全に電子化する。

これらのことが実現することによりまして、在宅で受診から薬の受け取りまでが可能となり、患者家族、医療従事者等の負担が軽減することが期待されております。また、地域の限られた医療資源が最大限に活用できるということも期待されております。

もう一点は資料の9ページになりますが、イノベーション適正評価による画期的な新薬創出の支援ということについても議論を行いました。

現在、画期的な新薬は世界的に見ても医療系ベンチャーが開発し、製造販売する医薬品が多くを占めております。これらは非常に新規性が高いため、従来の薬価体制のもとでは必ずしもイノベーションに対しての十分な評価はされていなかった。こうした状況のもとでは、日本からのイノベーション、また新規の医療ビジネスといったものが生まれにくいという状況がありますので、平成30年薬価改定におきまして、新薬のイノベーション上の価値を適正に反映させた算定方式を導入するという事で改革を行っております。

主な項目はその下に出てきますが、平成30年度の薬価改定において、新薬の薬価算定に用いる「原価計算方式」について、計算方式を見直し、イノベーションの価値を適正に評価できるようにする。また、同じく平成30年薬価改定において、「原価計算方式」における一般管理販売費の算出方法を見直し、画期的医薬品の研究開発費の扱いを適正化する。

これらのことによりまして、画期的な薬効や世界的に初めてとなるような非常に高い新規性を持った新しい医薬品が日本の会社、製薬企業、ベンチャー企業から生まれるということを期待しております。新薬創出の後押しということで、医療・介護分野におけるもう一つの改革に関して御紹介させていただきました。

大田議長 それでは、雇用・保育ワーキング・グループにつきまして、安念座長、お願いいたします。

安念座長 安念でございます。

まず、雇用の分野でございますが、今期、日本で学ぶ留学生の就職率の向上というテーマに取り組みました。

御案内のように、日本の外国人留学生の数は着実にふえておりまして、そのこと自体は喜ばしいことなのですが、大きなミスマッチがございます。一つは留学生の方で日本に就職を希望しておられる方は6割もおられるのですが、実際に日本で就職される方は全体の3割にとどまるという点。それから、就職の機会や就職に関する情報は何といたっても圧倒的に大都市圏に偏っているのですが、現実に留学生の方の7割は地方で学んでおられます。

このようなギャップをできるだけなくしていこうというのがテーマでございました。

なお、私どもの今期のテーマは、本邦の大学を卒業された、比較的知識、スキルの高い方々に、日本にできるだけ残っていただくという話でございまして、昨今、かまびすしく議論されております、余りいい言葉だとは私は思いませんが、いわゆる単純労働者の入国、上陸、在留を認めるべきかどうかということとは別の問題でございまして、その点、御留意をいただければ幸いです。

この点について、具体的に6つの提案をいたしました。

1つ目は、在留資格の変更手続きの透明化、簡素化でございます。留学生が日本に就職いたしますと、多くの場合は留学という在留資格から、技術・人文知識・国際業務という3つの、そういう就職用の在留資格に切りかえなければなりません。もちろんこれは当局の許可の要ることございまして、許可される場合もあれば、されない場合もあるというものでございます。そこで、不許可になるのはどういう場合かということ、現在も法務省のホームページで説明していただいているのですが、それをもっと分かりやすくしていただきたいという提言をしております。

それから、就職する場合には就職先の企業から、この人はこういう人ですという書類を当局に提出しなければならないのですが、この提出書類が企業の規模というか、もっと露骨に言うと格によって違っておりまして、中小企業の場合はなかなか厄介なのです。そこで、この手続をできるだけ簡素化するように提言をしております。

2つ目は、高度人材の定着を促す改革でございます。現在、高度人材ポイント制という制度がありまして、一定の点数に達すると家族の帯同や長期の在留が認められるという特典を与えられることになっております。ポイントの項目はいろいろあるのですが、本邦の大学の中でも有力な大学を卒業しているということが一つのポイントなのですが、そのポイントとして加算されるのが本邦には13大学しかございませんので、その範囲をもう少し拡大していただきたいということを提案しております。

3つ目は、起業要件の見直しでございます。留学生が日本で就職するにはいろいろなタイプがあるのですが、起業というものもございまして。この場合には在留資格を留学から経営・管理というものに切りかえなければいけないのですが、原則として500万円のキャッシュを用意しなければなりません。これは留学生にとっては大変な負担でございまして、実は既に一部特例といたしまして、その留学生の起業に対して地方自治体がバックアップする場合には、このキャッシュを200万円とする取り扱いが法務省から既に用意されておりますが、このバックアップを自治体だけでなく、大学によるバックアップも同じように含んでもらえないかということ、提言をしております。

4つ目は、インターンシップの積極活用でございます。情報を得るために、インターンシップは大変有益です。企業にとっても留学生の方にとっても有益で、これは現在の入管法の下でも相当広くできるのですけれども、法務省のホームページを、これができるのだというような親切な書きぶりにしていただきたいという提言をしております。

5つ目は、就労のための日本語能力の強化でございます。日本企業に就職するとなりますと、多くの場合は日本語能力が必要ですが、現在のところ、日本語教師の能力、それから教え方などについて余り標準化されておられませんので、例えば日本語教師のスキルアップの方途について提言をしております。

6つ目は、先ほど申しました、地方に学んでいる人が多いのに就職に関するさまざまな機会は大都市に集中しているという話でございます。そこで例えば、ハローワークの中で、外国人の相談を専門に扱っている外国人雇用サービスセンター、略して外センと言うらしいのですが、それを充実していただくというようなことを提言しております。

次は保育部門でございますが、今回取り組みましたのは1つでございます。大型の駆動補助つき乳母車というものがございまして、どういうものかということ、保育士の先生が道路で、6人ぐらい子供さんを乗せた車両を押しておられるのをごらんになったことがあると思います。これが現在、電動駆動型ですと、車道を通りしなければならないことになっております。これはちょっと想像しても、6人もの小さいお子さんに乗って車道を通りするというのは、保育士の先生にとっても心身ともに大変な負担だろうと思います。

そこで、全部が全部というわけにはまいりませんが、一定の要件を満たすものについては歩道を通りしてもいいというように、警察庁の基準を変えていただくように提言をしております。

以上でございます。

大田議長 投資等ワーキング・グループの原座長、お願いします。

お手元にA4横1枚の資料がございます。これをごらんになりながらお聞きください。

原委員 ありがとうございます。

まずは放送をめぐる規制改革についてお話をいたします。放送に関しては、本日の本会議も含めると、ワーキング・グループと本会議を合わせて計21回、議論をしてまいりました。

まず、検討の背景についてお話しいたします。Society5.0に向けて新たな電波利用のニーズは飛躍的に拡大します。希少な資源であり国民共有の財産である電波を最大限有効に活用することが、これからの日本経済成長の鍵です。このため昨年からは、私たちは電波制度改革の議論を行ってまいりました。放送の議論はその一環です。第2次答申に基づいて、放送事業の未来像を見据えた検討を行ってまいりました。

検討の視点ですが、今御紹介いただきましたこの「放送の未来像と課題」という紙に書いてございます。これは答申の前文の部分に絵にしたものでございます。放送事業は2つの大きな変革に直面しています。第1は技術革新です。長年言われておりました通信・放送の融合はさらなる段階に入っています。4K・8Kの衛星での本格スタートが目前に迫っています。5Gで全く新たな通信環境も実現する。さらにVirtual Reality、Augmented Realityなどの新たな世界も広がっています。第2は国際競争です。映像コンテンツが国境を越えて流通する中で、放送事業もグローバルな競争の時代に突入しています。

こうした変革は大きなチャンスであると考えております。放送事業は従来の放送の枠を超え、最新技術を活用し、国境を越えた展開を進め、Society5.0に向けた新しい成長戦略を描くことができます。国民はより多様で良質なコンテンツを享受することができます。特にオリンピック・パラリンピックで世界の注目が集まる2020年は放送事業の新たな飛躍のときと考えます。成長を基盤としてこそ、放送が従来果たしてきた民主主義の基盤としての機能のほか、社会的な機能をこれまで以上に果たすことも可能になります。

ただ、未来に向かうため解決すべき課題があります。この絵ですと下のほうに書いてありますが、第1に、放送事業の足元の事業環境の課題です。若年層のテレビ離れが進んでいます。ネットフリックスやアマゾンなど、海外OTT事業者は、アメリカなどでは既に放送との激しい競争に入っています。国内に閉じた伝統的ビジネスモデルには課題があります。とりわけローカル局が地域に根差した情報発信機能を維持し続けられるかも課題となっています。

第2に、制作現場での課題です。制作会社などとの取引関係、労働環境、著作権処理などの課題は従来から指摘され続けながら、いまだに残っています。このままでは現場の担い手たちが最大限に力を発揮し、その成果を視聴者に届けることが妨げられると考えます。つけ加えますと、この第2の課題、制作現場の課題については、政府側に大きな問題があると考えています。取引関係、労働環境、著作権処理、いずれも政府では複数省庁にまたがり、責任関係が明確ではない。長年解決してこなかった大きな要因と考えられることが、私たちのヒアリングの中でも明らかになりました。答申ではこうした課題解決のための方策を示しています。

具体的な課題については、この第3次答申についての2枚紙と、概要版資料の12ページに記載してございます。

第1の柱が、通信と放送の枠を超えた新たなビジネスモデルの構築です。この中に幾つかの項目がございますが、1つはインターネット同時配信の推進、新たなプラットフォーム×配信基盤の構築です。このため、産学官で連携して、戦略策定、技術実証を行う。また、必要に応じ、NHKの技術開発成果や設備の活用などを求めております。また、新規参入の促進です。放送大学の地上放送跡地の利用、衛星放送の認定・更新などに際して新規参入促進の観点から新たな制度整備を求めています。さらにローカル局の経営基盤のあり方の検討、経営ガバナンスの確保などを求めています。

第2の柱が、グローバル展開、コンテンツの有効利用です。この中では、NHK国際部門の充実・抜本強化、放送コンテンツの海外展開への支援、とりわけ海賊版対策の強化を求めています。また、NHKアーカイブの活用も求めております。

第3の柱が、制作現場が最大限に力を発揮できる環境の整備です。この中には、番組制作取引、制作現場の働き方の実態調査があります。また、取引の透明化・適正化のため、法的措置を含む新たな取引ルールの方策策定、コンプライアンス向上の体制整備を求めています。さらに、コンテンツの権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益分配の整合的な

推進などの項目がございます。いずれも、先ほど申し上げましたように、複数省にまたがっている課題でございました。関係府省の責任関係を明確にし、縦割りによる抜け落ちが生じないように対応を求めています。

このほか、電波の有効活用などの項目を挙げております。本答申に沿って課題解決が着実になされ、放送産業が確たる未来の成長に向けて歩みを進めることにつながればと考えております。

以上が放送でございます。

それから、このほかにエネルギー・データ活用などの項目がございます。

エネルギーとデータ活用については、既に意見書を出しまして、そのときにも会見でお話を申し上げました。その意見書に沿って引き続き関係省との議論を進め、エネルギーに関しては、信頼性が高く使いやすい電力先物市場の創設、ガスに関して標準熱量制から熱量バンド制への移行、一括受ガスの容認その他消費者利益の実現、ガス託送料金の適正化などの項目を盛り込んでおります。

また、データ活用ですが、地方自治体が持つ個人データの活用に関しては、まず、工程を明確化する。その上で立法措置を平成30年度に検討し結論を出し、平成31年度に措置をするという答申をまとめております。

以上でございます。

大田議長 最後に、本会議で議論してきたテーマとして、資料の16ページ、「新たなタクシーサービスの実現に向けて」をご紹介します。自家用車両の活用を含めた新たなタクシーサービスを議論してまいりました。これについては、「改革の主な項目」の欄にありますように、「2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでを一つの節目とし、さらには、その先の未来の社会にも応えられるよう、しなやかな移動サービスを具体化し、導入を目指す」ということで検討に入ります。

17ページ、プロジェクションマッピングは、屋外広告物として規制されてきましたが、明らかにこれまでの広告塔や広告板とは異なりますので、新たな技術にふさわしい新しいガイドラインが既に出ております。これを地方自治体に浸透させて、プロジェクションマッピングの実施を進めてまいります。

以上で答申についての御説明を終わります。

司会 それでは、質疑に移りたいと思います。

御質問のある方は挙手の上、お名前、所属をおっしゃっていただきまして、簡潔にお願いできればと思います。

記者 放送の改革についてお伺いしたいのですが、しつこいようで申しわけないのですが、これまで特定の事項や論点に絞った議論はしてきていないということは何度もお伺いしているのですが、改めて、答申が出た段階でお伺いしたいのですが、第4条やハード・ソフトの分離などは今回含まれていないのですが、それを入れなかった理由についてお伺いしていいでしょうか。

原委員 これまでの会見でも何度か申し上げてまいりましたが、私たちは、まず、問題の所在が何なのか。そのために何を解決すべきなのかという視点で検討を行ってまいりました。その検討の結果をまとめたのが今回の答申でございます。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 続いて放送の関係でお伺いしたいのですけれども、通信・放送の枠を超えたビジネスモデルの構築の中で、ネット同時配信の推進というのがあるのですが、これは、NHKのネット同時配信の推進に向けた法改正の提言といったことでよろしいのでしょうか。

原委員 詳細は答申の本体をごらんいただければと思います。分厚い紙の48ページあたりでございますけれども、同時配信に関しては、特にaからcまでの項目でございますが、aでNHK・民放ともにインターネット配信しやすい環境整備がなされるための措置。bでNHKの常時同時配信の是非について早期に結論を得る。さらに、同時配信についての著作権等処理の円滑化の項目を挙げております。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 今の関連ですが、ネット配信の共通のプラットフォームということで、「通信網・放送波の配信方式にかかわらず」という記載が本文にあります。これはつまり、放送波を使ってネット配信をやることも検討しろということなののでしょうか。

原委員 さまざまな可能性があると思います。この新たなプラットフォーム・配信基盤に関しては、私たちのヒアリングの中でも多くの有識者の方々から問題提起がございました。こういった新たなプラットフォーム配信基盤が必要ではないかという御指摘がございました。ただ、具体的なイメージは多種多様でございました。テレビ版radikoのようなイメージのお話もあれば、配信機能の共通化といったお話もあり、また、中村伊知哉先生からは、FLAT CASTといったような全く新たな技術基盤の構築。さまざまな問題提起、御提言をいただきました。今後、必要な戦略を描きながら技術実証を行う、また、NHKの役割の検討を行うといった項目を今回の私たちの答申の中には盛り込んでいるところでございます。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 1つは単純なことで恐縮なのですが、今回は、資料のポンチ絵を見ると、8つのマトリックスになっているので、8分野ぐらいの感じでよろしいのでしょうか。

大田議長 お手元の縦長の資料では、7つの分野になっております。これは、投資等分野の中に放送、エネルギーという全く違うものが2つ入っているということです。

記者 今回はとりあえず、7分野で答申を出されたという理解でよろしいのでしょうか。

大田議長 結構です。

記者 もう一点ですが、放送については第2次答申のときに引き続き未来像を踏まえて会議のほうで検討するという記述があったので、第2次答申が出た後も、年が明けてから引き続き規制改革推進会議で議論されたという形になっていると思いますが、今回は、第3次答申を見る限りは、引き続き当会議でという文言はないようなのですけれども、それはそういう理解でよろしいのでしょうか。

原委員 おっしゃるとおりで、第2次答申では、この会議において引き続き検討する。2018年夏までに検討、結論を出すということになっておりました。これに基づく検討はこれで完結したと考えております。今後は、今回の答申に基づいてフォローアップを行っていくということだろうと思っております。

記者 ありがとうございます。

司会 それでは、次の方。

記者 また放送の関係で、原座長が4月に出された論点では、電波の有効活用に向けた制度のあり方も大きな柱で上げられていて、今回見ると、主な柱から抜けているというか、本文には書いてありますけれども、かつ、最初のビジネスモデルのところでも、割とこれは同時配信とか、総務省が既に議論しているものが多いと思うのですけれども、このあたりはいろいろ難しい点があったのかどうか、そのあたりを伺えないでしょうか。

原委員 難しい課題を含めて私たちはずっと議論してまいりました。電波の有効活用に関しては、主な改革のポイントなどの紙では字数の制約上落としておりますけれども、答申の本体をごらんいただければわかりますように、大きく4つの柱になっていて、4つ目の柱が電波の有効活用、その他ということで、この答申ですと53ページでございますが、電波の有効活用、新たなCAS機能、その他の項目を挙げているということでございます。

司会 ほかにございますか。

記者 続けて放送の関係で申しわけありません。「ローカル局の経営基盤の在り方の検討」というところですが、これは、マスメディア集中排除原則の緩和みたいなものを想定しているのかということと、その下の「経営ガバナンスの確保」というのは、公的機関による経営チェックみたいなことを考えていらっしゃるのか。そのあたりを教えてくださいませんか。

原委員 ローカル局の経営基盤に関しては、この答申ですと49ページをごらんください。ローカル局の経営基盤のあり方について、民主主義の基盤として不可欠であるといった観点も含め、また、通信と放送のさらなる融合や、グローバルコンテンツの展開などの新しい環境変化を踏まえて総務省において検討いただくということでございます。

経営ガバナンスに関しては、私たちの議論の中では、とりわけ放送事業者が国民共有の財産である電波を利用し、民主主義の基盤としての機能など、社会的な機能を果たすことが今後とも求められる。そのために強固な経営ガバナンスが必要であるという議論をしてまいりました。その観点で、企業価値の向上や収益力の向上の観点から、より一層、経営ガバナンスの確保に向けた取り組みがされるような現状の把握、情報提供などの必要な方策を、これも総務省において検討いただくということでございます。

記者 それも拝読したのですけれども、マス排の話とか経営チェックの話も想定されていらっしゃるのかどうかという点だけ。

原委員 特定の条文についてこのローカル局の経営基盤のあり方の中で私たちはお示ししておりません。これは答申をごらんいただければそのとおりでございます。

司会 ほかにございますか。

記者 引き続き放送分野の規制改革についてですが、フォローアップの関係なのですが、第3次答申の54ページの「その他」に「総務省は」という総務省が主語で次のページに至るまで「放送政策の在り方について総合的に検討を行う」とありますが、一方で、その前提になるのでしょうか、5ページの最後のところで「決定事項を規制所管省庁が実行する際には、事前に会議に諮る」ということで、ここで会議とそれから関係省庁のフォローアップの関係なのですが、どう考えればいいのでしょうか。

原委員 フォローアップは基本的には、各規制改革項目で設定しているスケジュールに沿って行うことになると思います。したがって、一般論として申し上げれば、何らかの検討がされるというケースであれば、検討のなされるタイミングでフォローアップをすることになると思います。

司会 よろしゅうございますか。

記者 一義的には、放送分野というのは総務省がやるということなのですか。会議と総務省の関係はどうなのでしょう。

原委員 先ほども御質問がありましたように、第2次答申のときには総務省で検討いただく、また、並行してこちらの会議でも引き続き検討するというようにしてはいたしましたが、今回の放送に関しての項目は、いずれも総務省を含めた関係省で検討していただく、措置をしていただくという内容になっております。

司会 それでは、カメラの後ろのほう、最後列の方、どうぞ。

記者 先ほど大田議長から答申は7分野という御発言がありましたけれども、分野の下にぶら下がっている項目のトータル数があれば教えていただけますでしょうか。

大田議長 合計120項目です。

司会 もう一方、後ろにおられますね。お願いいたします。

記者 今後の進め方ですけれども、実施計画、閣議決定の時期と、骨太の方針にも盛り込まれるという理解でいいのか。そこを教えてください。

大田議長 これから速やかに実施計画の策定に入るということで先ほど総理からも御発言がありました。規制改革として骨太方針にも何らかの言及がなされると考えております。

司会 いずれも調整中でございますので、お含みおきいただければと思います。

ほかにございますか。どうぞ。

記者 金丸さんにお尋ねなのですが、一次産業の改革に関して、以前、農業分野のときにはかなり具体的で踏み込んだ提言をワーキング・グループとして出された上で議論をして、結論を得るという形だったかと思うのですが、今回は、中間的な方向性は出されていましたが、そういう形ではなかったかと思うのですが、この辺はどういうお考えでこういう形で進められたかを教えてください。

金丸議長代理 ありがとうございます。きょうは放送分野の御質問ばかりで、あすの新聞の内容がすごく気になっていました。各座長等も相当苦労し、事務局と一体となってこ

の改革案をまとめましたので、御自身の放送分野のみにこだわらないバランスのいい報道を私は希望いたします。

その上で、今回の水産改革は、御質問の視点どおりといたしますか、今の漁業を取り巻く現状認識と危機感について農林水産省、水産庁、そして規制改革推進会議に2度もお越しいただきました全漁連の幹部の皆様、与党の皆様とも共有できていたことが大きかったのではないかと考えております。

以前の農業改革あるいは農協改革、生乳改革、いろいろなテーマで手がけてまいりましたが、現状認識をどう考えるかということ等のギャップもあり、未来の方向性についてもなかなか収れんできそうもないケースもございましたので、私どもから私どもなりの考えを提示させていただいて、議論を促進させていただき、そしてその議論を通じて最終決着を見たということではなかったかと思っています。

今回につきましては、内容につきましても、先ほど申し上げましたとおり、17回の議論をしてまいりましたが、その議論を通じて私どもの専門委員の皆様は漁業関係者でいらっしゃると思いますので、そういう方々の御意見をお聞きしたり、あるいはヒアリングでさらに外部の専門家にお越しいただきましたので、政府・与党一体となって改革案ができたというかつてない進め方ではなかったかと思っています。

記者 重ねてよろしいでしょうか。ということであると、規制改革推進会議としての考え方は、これまでのワーキング・グループでの議論の中で所管省庁、水産庁なりの進め方に取り込まれたという理解でいいのでしょうか。あと、与党、自民党の中での議論は若干時間が想定よりかかったようにも見受けられるのですけれども、今後、法律に落とし込んでいく中でまだ多少議論が高まるポイントというのはお考えでしょうか。

金丸議長代理 農林水産省あるいは水産庁へ直接的な要望等を出すというよりも、農林水産省、水産庁でも、私どもの17回のワーキングの議事録等については熟読していただいていたと思いますし、そういう意味では、強い働きかけもなく、同じような方向性といえますか、内容で帰結できたのではないかと考えています。

時間がかかったのではないかというお話でございましたが、過去の時間のかかり方と振幅の大きい衝撃等も含めれば、今回はスムーズに行ったのではないかと考えます。それは何よりも私どもの漁業を取り巻く現状が危機感に満ちていて、資源は枯渇する、国際的な競争には巻き込まれている、それも劣後している、世界はハイテク、大型漁船。我々はかなり老朽化された漁船が占める割合が高かったり、そして漁業先進国ではさらに、ハイテク化の中に今の時代にふさわしいデータ有効活用、ビッグデータの活用なども既にされており、本来なら、私どもは世界の先進技術あるいは先進ノウハウをうまく学んで、それを日本なりに吸収して、さらに発展をさせていくことが得意だったにもかかわらず、この分野においては相当置いていかれている感が漂っていたのではないかと。それは与党の先生の皆様、そして全漁連の皆様も共有できていて、改革をするなら今しかない。このままじり貧の状況を続けられない。変えなければいけないということが大きかったのではない

か。そういう意識が大きかったと思います。

今後の法案の策定についてはもちろん私もなりにフォローアップはさせていただくつもりでございますので、その時点でまたいろいろな議論が巻き起これば、我々も今までどおり熱心な視点でこの進捗を見守りたいと思っております。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 また放送関係で大変恐縮なのですが、「放送事業者の経営ガバナンスの確保」の件で、一般的な上場企業に求められるガバナンス行動などもありますが、放送局にはそれ以上のものを求めるという趣旨だという理解でよろしいのでしょうか。

原委員 求めていることはこの答申の文面のとおりで、総務省で現状把握を行っていた、情報提供などの必要な方策を検討いただくということです。

先ほども申し上げましたけれども、やはり放送事業者さんの場合には、国民共有の財産である電波を利用している。また、民主主義の基盤としての機能なども果たすことが求められているという観点で、強固な経営ガバナンスは必要なのだろうと思っております。

記者 わかりました。

もう一点、「ローカル局の経営基盤の在り方」の最後の「経営基盤強化のための規制や促進の在り方、免許の在り方など、併せて検討する」とあるのですが、これは具体的に想定されているものがあれば教えていただければと思うのですが。

原委員 この答申の文面どおりでございます。規制や促進のあり方、免許のあり方などはこれまでのワーキング・グループでも議論がございましたが、当然、経営基盤のあり方を検討する際にあわせて検討課題になるのだろうと思っております。

司会 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、記者会見を終了いたします。ありがとうございました。

先ほど議長からありましたように、しばらく担当参事官が残りますので、確認事項がございましたら対応いたします。